

関西広域連合「公設試における機器等利用料の取扱い」について（報告）

○ 要 旨

工業系公設試験研究機関（公設試）における他府県企業に対する機器等利用料について、広域連合区域内企業に限り、平成24年4月1日より自府県並みにすることについて、必要な制度改正が整い次第、公表する予定であることを報告します。

○ 経 過

◆平成23年6月 関西広域連合委員会

- ・ 広域連合区域内の公設試の利便性向上を図るため、同区域内企業に限り、割増料金(※)を適用しないことについて協議。「各府県の実情も踏まえ、取り組む方向で今後検討していく」と決定。

※ 4府県（滋賀・京都・和歌山・徳島）の公設試で、他府県企業に対し、機器利用料金等の1.2倍～2倍の割増を設定。

◆現況

- ・ 広域産業振興担当委員から、割増料金を設定している4府県知事あて、制度改正依頼文を送付(平成24年2月16日付)。
- ・ これを受け関係府県が連合議会並びに各府県議会に事前調整を行い、必要な制度改正(減免規定の適用等)について手続中。